

議案第42号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月4日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

小菅一丁目地区地区計画の東京拘置所地区（宿舎地区）の建築物の制限について、壁面の位置の制限を原則として計画図に定めるとおりとするほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2 東京都市計画小菅一丁目地区地区計画の項を次のように改める。

東 京 都 市 計 画 小 菅 一 丁 目 地	計 画 図 に 表 示 す る 一 般 住 宅	1	風 俗 業 の 規 制 及 び 業 務 の 適 化 に 関 す る 法 律			66平方 メー トル		12メー トル			道 路、 広 場 等 に 面 し て 設 け る 垣 又 は 柵 の 構 造 は、 生 け 垣 又 は フェ ンス と す る。
--	--	---	---	--	--	------------------	--	------------	--	--	---

業 又
は 同
条 第1
1項に
規 定
す る
特 定
遊 興
飲 食
店 營
業 の
用 途
に 供
す る
建 築
物
2 1
住 戸
の 専
用 面
積が1
8平方
メ ー
ト ル
未 満
の 住
戸 を
有 す
る 共

		<p>住 等 用 に 供 す 建 築 物</p>									
	<p>計 画 図 に 表 示 す る 東 京 拘 置 所 地 区 (宿 舎 地 区)</p>					<p>計 画 図 に 表 示 す る 壁 面 の 位 置 の 制 限 を 定 め る 部 分 に 面 す る 敷 地 上 の 建 築 物 に つ い て 、 建 築 物 の 外 壁 又 は こ れ に 代 わ る 柱 の 外 面 は 、 計 画 図 に 示 す 壁</p>					

面の位置まで。ただし、上屋、ひさし（これに附属する手すりを含む。）
、当該ひさしを支える柱その他これらに類するものであって、区長が歩行者の安全性及び快適性を確保するため

					に必要 と認め たもの につい ては、 この限 りでな い。				
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第2 東京都市計画東金町一丁目西地区地区計画の項を次のように改める。

東 京 都 市 計 画 東 金 町 一 丁 目 西 地 区 地 区 計 画	計 画 図 に 表 示 す る A 地 区	1 風 俗 營 業 等 の 規 制 及 び 業 務 の 適 正 化 等 に 関 す る 法 律 第 2 条 第 5 項 に 規 定 す る 性 風 俗 関 連			200 平 方メー トル。 ただ し、巡 査派出 所、公 衆便 所、公 共用歩 廊、バ ス停留 所の上 屋その 他これ らに類 する公 益上必 要な建 築物の	計 画 図 に 表 示 す る 壁 面 の 位 置 の 制 限 を 定 め る 部 分 に 面 敷 上 の 建 築 物 につ い て、 建 築 物 の 外 壁 若 し は これ に 代 わ る 柱 の 面 積 又 は 建	1 計 画 図 に 表 示 す る 高 層 エ リ ア につ いて は、 150 メー ト ル。 ただ し、 建 築 基 準 法 施 行 令				
---	---	---	--	--	--	---	---	--	--	--	--

		<p>特殊 営業 の用 途に 供す る建 築物</p> <p>2 1 階部 分 に あ る 居 室 を 住 宅、 共 同 住 宅、 寄 宿 舎、 下 宿 等 の 用 途 に 供 す る 建 築 物。 た だ し、 区 長</p>	<p>敷地に ついで、 区 長が必 要と認 めた場 合は、 この限 りでな い。</p>	<p>建築物に 附属す る門若 しくは 塀で高 さ2メ ートル を超え るもの は、計 画図に 示す壁 面の位 置ま で。た だし、 次のい ずれか に掲げ るもの につい ては、 この限 りでな い。</p> <p>1 公 共 用 歩 廊、</p>	<p>第2 条第 1項 第6 号ロ に定 める 高さ とす る。</p> <p>2 計 画図 に表 示す る低 層エ リア につ いて は、 50メ ートル。 た だ し、 建 築 基 準 法 施 行 令</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--	--

が当該建築物の管理のために必要と認められた居室については、この限りでない。

第2条第1項第6号ロに定める高さとする。
歩行者デッキ、公共駐場の他にこれらに類するものであって、区長が公益やむを得ないと認められたもの上屋、ひし（これ

に 附
属 す
る 手
す り
を 含
む。)、
当 該
ひ さ
し を
支 え
る 柱
そ の
他 こ
れ ら
に 類
す る
も の
で あ
っ て、
区 長
が 歩
行 の 安
全 性
及 び
快 適
性 を

営業 の用途に 供する建 築物									
2 計画図 に表す主 要区画道 路に面す 敷地上の 建築物で、 その1階 部分にあ る居室の うち当該 主要									

区画道路に面するものを住宅、共同住宅、寄舎、宿下等の用途に供する建築物。ただし、区長が当該建築物の管理のために必

<p>と認められた居室については、この限りでない。</p> <p>3 計画図に表示する主要区画道路に面する敷地上の建築物で、当該主要区画道路</p>								
--	--	--	--	--	--	--	--	--

		に面 する 1階 部分 を住 宅、 共同 住宅、 寄宿 舎、 下宿 等に 附属 する 自動車 庫等 の用 途に 供す る建 築物									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。